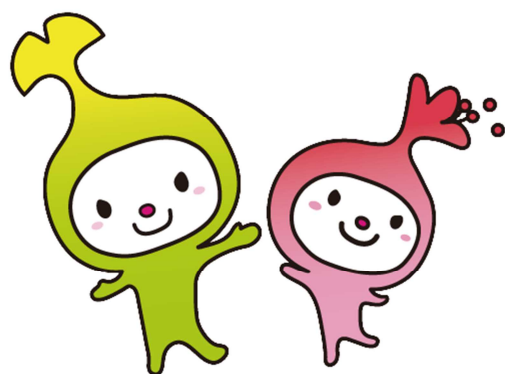


和光市行政改革推進基本方針

～常に見直し、改める“着実な行政改革”～



©和光市

令和5年6月

和 光 市

和光市行政改革推進基本方針

1. 方針の策定に当たって

本市では、昭和60年に「和光市行政大綱」を策定して以降、様々な行政改革の取組を進めてまいりました。平成28年度から令和2年度までの「第二次和光市行政改革推進計画」において、債権管理指針及び債権管理に関する条例の策定並びに手数料、使用料等及び補助金等の見直し等の健全な財政運営に資する取組を実施しています。

令和3年度以後においても、当市を取り巻く状況を踏まえ、この「第二次和光市行政改革推進計画」における『常に見直し、改める“着実な行政改革”』を踏襲し、将来世代に過度な負担を残すことなく、健全な財政運営を実現するため、“選択と集中”の考え方のもと、市が行っている行政サービスが、市が主体となって実施しなければならないものであるか、見直しを続ける必要があります。同時に、令和2年当初より世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ行政課題にも柔軟に対応できる行政改革の体制でなければ、必要な時期に真に必要な取組を実施することはできません。

そこで、従来の5年ごとに定める行政改革推進計画の形を改め、この「和光市行政改革推進基本方針」を定めるとともに、本方針に基づき毎年度定める「和光市行政改革推進実行計画」により、時代の変化や多様化及び複雑化する行政課題に的確に対応し、将来にわたって持続的に発展するために必要な体制を構築することとします。

2. 行政改革の基本的な考え方

限られた行政資源を重要性の高い施策、事業等に適切に分配することにより、将来にわたり持続的に行政サービスを提供できる行財政運営を目指します。また、魅力や賑わいのあふれる和光市を次世代につなげていくため、本方針の下、職員が一丸となって、積極的に行政改革を推進していきます。

3. 行政改革の進め方

(1) 「和光市行政改革推進実行計画」の策定

行政改革の推進に当たっては、毎年度「和光市行政改革推進実行計画」（以下「行革実行計画」という。）を策定します。行革実行計画は、社会情勢に応じて必要な取組を

適宜定めることができるよう、4年間の取組についてローリング方式により定めるものとします。

(2) 行政改革の取組の実施

策定された行革実行計画に基づき、毎年度、行政改革の取組を実施していきます。なお、健全な財政運営に関する条例及び施行規則において定める、使用料・補助金・委託料等の見直しについては、原則として行革実行計画に基づいた定期的な見直しを実施していきます。

(3) 取組状況の公表

本方針及び行革実行計画に基づき実施した取組については、市のホームページ等の情報媒体を通じて、適宜その結果を公表し、併せて、市議会に対しても報告を行います。市民、議会及び行政の三者で情報を共有しながら、行政改革に資する効果的な取組を推進していきます。

4. 行政改革の推進体制

(1) 設置機関

行政改革の取組を全庁的に推進するための組織として行政改革推進委員会を置きます。

● 行政改革推進委員会

各部課所等を代表する市の職員で構成する組織。行革実行計画の案の検討及び策定をするほか、行政改革に関する調査、研究等を行います。

なお、和光市行政改革推進基本方針、和光市行政改革推進実行計画その他の行政改革に関する重要事項については、政策会議において審議及び決定します。

(2) 実施主体

行政改革の実施主体は、全ての職員です。職員は、それぞれの業務における行政課題に関する意見を行政改革推進委員会に提出するなど、行革実行計画の策定のプロセスに主体的に参加するとともに、行革実行計画に定められた取組を実施していきます。職員一人一人が本方針に基づく行政改革を意識しながら、日々の業務を執行していくものとします。

(3) 庶務

設置機関に関する庶務は、企画部政策課において処理をします。

(4) その他

取組の推進に当たって、必要に応じてパブリック・コメント等の市民参加の手法を実施するなど、市民の視点による意見を積極的に取り入れます。

5. 資料（これまでの行政改革の取組）

(1) 第1次和光市行政改革大綱

策定年：昭和60年

(2) 第2次和光市行政改革大綱

策定年：平成8年

主な取組：事務事業・既存委託業務・組織機構の見直し、広域事業の推進、行政手続制度の改善、職員定員管理の適正化。

(3) 第3次和光市行政改革大綱

策定年：平成14年

主な取組：事務・事業の見直し、市民協働・民間委託等の推進、補助金・職員給与等の適正化。

(4) 第1次和光市行政改革推進計画

策定年：平成23年

主な取組：職員定員管理計画・指定管理者制度運用ガイドライン・業務委託ガイドラインの策定、一課一提案の実施、公共施設の再編、公有財産の有効活用。

(5) 第2次和光市行政改革推進計画

策定年：平成28年

主な取組：債権管理指針の策定、債権管理条例及び施行規則の制定、使用料等・手数料・補助金等・委託料等の見直し。